株主各位

堺市堺区石津北町56番地 株式会社サカイ引越センター 代表取締役社長 田島 哲康

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト https://www.hikkoshi-sakai.co.jp/



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主・投資家の皆様へ」「IRニュース」 を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも 掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス) https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/IJK010010Action.do?Show=Show



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「サカイ引越センター」又は「コード」に当社証券コード「9039」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月20日(金曜日) 午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

[インターネット等による議決権行使の場合]

「インターネット等による議決権行使のご案内」(5頁)をご高覧のうえ、所定の議決権 行使ウェブサイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議 案に対する賛否をご入力ください。

[書面による議決権行使の場合]

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

- **1.日時** 2025年6月21日(土曜日) 午前10時 受付開始 午前9時
- 2.場 所 堺市堺区戎島町4丁45番地の1

ホテル アゴーラ リージェンシー大阪堺

4階「ロイヤルホール」

(末尾記載の「株主総会会場のご案内図」をご参照ください。)

- 3. 目的事項
 - 報 告 事 項
- 1. 第48期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第48期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

4. 招集に当たっての決定事項

- (1) 株主総会に出席されない株主様は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができます。
- (2) 提出された議決権行使書の賛否の欄に記載がない場合は、各議案について賛成として取り扱います。
- (3) インターネットにて複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な 議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (4) インターネットと議決権行使書による方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (5) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- (6) 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び定款第17条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計 監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部で あります。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を 会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。

会場での配慮が必要な方は、準備の都合上、2025年6月13日(金曜日)までに下記連絡先までご連絡ください。

株式会社サカイ引越センター 総務部 (072-241-0464)



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。 議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする 議決権行使書用紙を会場受付にご提 出ください。

開催日時

2025年 6 月21日 (土曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時)



インターネット等で議決 権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対 する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月20日 (金曜日) 午後5時30分入力完了分まで



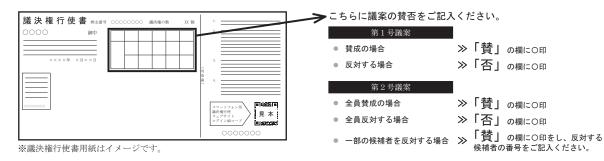
書面(郵送)で議決権を 行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする 議決権行使書用紙に議案に対する賛 否をご表示のうえ、ご返送ください

行使期限

2025年6月20日 (金曜日) 午後5時30分到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内



- ・インターネット等及び書面 (郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお 取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として お取り扱いいたします。
- ・書面 (郵送) により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行 使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って替否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は 1回のみ、

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ 遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

或いて唯コンで ウェブサイト https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

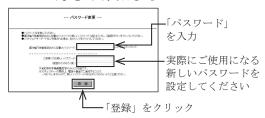
1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICIの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事 業 報 告

(2024年4月1日から) (2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

- (1) 当事業年度の事業の状況
- ①事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用・所得環境が改善する下で、個人消費や設備投資に持ち直しの動きがみられるなど、景気は緩やかな回復基調にある一方、物価上昇や貿易政策による経済の減速懸念など、先行きに不透明感を残す状況で推移しました。

引越業界におきましては、第3四半期まで新設住宅着工戸数や移動者数が横ばいで推移していたものの、第4四半期においては需要好転の気配が出てまいりました。

このような状況の下、当社グループは法人需要が堅調に推移したことと、増加する様々なコストに対応した価格転嫁に努め、引越単価は前年同期比3.9%増となりました。また、2024年4月から適用が開始されたトラックドライバーの時間外労働の上限規制を遵守するため、労働時間をコントロールしたことにより作業件数は818,932件(前年同期比1.6%減)と減少を余儀なくされました。

また、当連結会計年度において株式会社サカイパンダロジを連結の範囲に含めた結果、売上高は121,023百万円(前年同期比3.6%増)、営業利益12,925百万円(前年同期比1.4%増)、経常利益13,143百万円(前年同期比1.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は8,765百万円(前年同期比4.9%増)となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は3,748百万円であり、拠点展開及び既存施設充実のための土地、建物、車両運搬具等の購入であります。

事業用車両等につきましては131台を購入し、車両入れ替え及び増車により営業体制の 充実・強化に努めました。

③資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度において必要な資金は自己資金及び金融機関からの借入により賄っております。

(2) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

Z	Σ	分	2022年3月期 第 45 期	2023年3月期 第 46 期	2024年3月期 第 47 期	2025年3月期 第 48 期 (当連結会計年度)
売	上	高	103,884百万円	109,556百万円	116,861百万円	121,023百万円
経	常 利	益	11,286百万円	12,080百万円	12,904百万円	13,143百万円
親会当	社株主に帰属 期 純 利		6,711百万円	8,210百万円	8,359百万円	8,765百万円
1 株	当たり当期糸	吨利益	163円93銭	201円93銭	205円60銭	215円58銭
総	資	産	103,542百万円	109,634百万円	120,811百万円	127,234百万円
純	資	産	75,948百万円	82,364百万円	89,312百万円	96,000百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
 - 2. 当社は2023年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第45期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況

	X	5	चे	2022年3月期 第 45 期	2023年3月期 第 46 期	2024年3月期 第 47 期	2025年3月期 第 48 期 (当事業年度)
売	上		高	92,139百万円	95,760百万円	101,380百万円	104,006百万円
経	常	利	益	10,531百万円	10,734百万円	11,412百万円	11,719百万円
当	期 純	利	益	6,547百万円	7,169百万円	7,499百万円	7,877百万円
1 核	未当たり 当	当期 純	利益	159円93銭	176円34銭	184円44銭	193円74銭
総	資		産	98,738百万円	103,685百万円	113,934百万円	121,015百万円
純	資		産	73,016百万円	78,372百万円	84,212百万円	90,034百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
 - 2. 当社は2023年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第45期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社エレコン	50百万円	100%	引越に伴うエアコン等家電製品の工事請負
Blue Wash株式会社	10百万円	100%	エアコン等家電製品の工事請負と販売
株式会社SDホールディングス	30百万円	100%	子会社の事業活動の管理及び経営指導
ダイカンサービス株式会社	90百万円	100%	クリーンサービス事業
株式会社ディ・アイ・ティー	45百万円	100%	シェアードサービスシステム管理
株式会社ジェイランド	19百万円	100%	リユース店の経営
株式会社クリーン・システム	85百万円	100%	建物の清掃及び改装工事
株式会社キッズドリーム	10百万円	100%	リユース店の経営
株式会社新世紀サービス	10百万円	100%	商品及び引越消耗品の販売
株式会社サカイパンダロジ	10百万円	100%	一般貨物自動車運送事業

(注) Blue Wash株式会社の株式は、株式会社エレコンを通じての間接所有となっております。

また、ダイカンサービス株式会社及び株式会社ディ・アイ・ティーの株式は、株式会社SDホールディングスを通じての間接所有となっております。

なお、株式会社サカイパンダロジについては重要性が増したため、当連結会計年度より連結の 範囲に含めております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの主たる事業である引越業界においては、トラック運転手の労働時間の規制が強化される、いわゆる「2024年問題」に伴って発生する人手不足について、継続的な課題として捉えております。これに対し当社では、採用力の強化と継続的な待遇改善、生産性の向上を図ることで、多くの需要にお応えしてまいります。

これらの具体的な取り組みについては、後述の「価値の訴求」をキーワードとした五つの指針を基に進めてまいります。また、各種費用の高騰やESG経営についても、重要な課題として捉えております。

① 共創の経営

引き続きパートナー企業との提携を通じて、今後も作業件数の獲得のみならず、サカイ品質の維持に努め、更なるサービスの拡充に取り組んでまいります。また、2024年12月には、九州全域を中心に引越サービスを提供する同業他社と、創業以来初めて資本業務提携を行いました。今後もこのような事例を増やして行きたいと考えております。

② 人材活用

人材の成長が企業価値の向上に直結し、サービスレベルの維持・拡大には従業員の働きがいの向上が重要であると考えております。エンゲージメントサーベイの結果は徐々に改善されておりますが、引き続き改善に向けた取り組みを行ってまいります。また、多様性の確保や、今後の人材獲得競争の激化を見据え、外国人人材の採用も開始いたしました。今後も人材確保の新たな手段として、継続的に取り組みを進めてまいります。

③ 生産性向上

生産性向上に向け、事務職の適正な人材配置やリスキリングを推進しております。また、かねてより取り組んでまいりました見積の自動化やリモート見積の推進といった生産性向上施策においては、順調に拡大しております。今後は、現状と同水準の事務人員体制のもとで、より多くの需要にお応えできる仕組みづくりを目指してまいります。

- 9 -

④ シェア拡大

当社の戦略において、市場規模の大きい関東エリアでのシェア拡大が最も重要であると考えております。関東での人材活躍戦略を推進し、さらなるシェア拡大を図ってまいります。また、前期より見据えていたBtoBおよびBtoG領域への参入も、力強く進めております。特殊技術のノウハウ蓄積や技術力の向上などを通じて、継続的な案件獲得に向けて積極的に取り組んでまいります。

⑤ グループ戦略

新生活応援グループとして、「暮らしの中にもっと"SAKAI"を!」をキャッチフレーズに、引越を基軸とした顧客接点の維持を図ってまいります。特に、シナジーが活かされる電気工事、リユース、クリーンサービスを三本柱として推進してまいります。また、M&Aについても積極的に検討を進めてまいります。

(5) **主要な事業内容** (2025年3月31日現在) 引越事業、電気工事事業、クリーンサービス事業、リユース事業

(6) **主要な営業所**(2025年3月31日現在)

① 当社

	名		称		所 在 :	地					
本				社	堺市堺区石津北町56番地						
北	日	本	本	部	宮城県名取市上余田字千刈田900番4						
東	日	本	本	部	東京都港区芝浦2丁目13番11号						
中	日	本	本	部	名古屋市名東区若葉台811番地						
西	日	本	本	部	堺市堺区石津北町56番地						
九	州		本	部	福岡市博多区板付2丁目14番20号						
札	幌		支	社	札幌市西区西野二条9丁目5番23号						
仙	台	北	支	社	仙台市宮城野区日の出町2丁目1番43号						
東	京	東	支	社	東京都江戸川区船堀5丁目6番2号						
静	畄		支	社	静岡市駿河区中島462番地2号						
名	古 扂	量 团	支 支	社	名古屋市中川区千音寺3丁目818番地						
京	都	北	支	社	京都市伏見区竹田中川原町383						
な	に	わ	支	社	堺市堺区海山町4丁目171番1号						
神	戸		支	社	神戸市兵庫区芦原通1丁目2番16号						
岡	Щ		支	社	岡山市北区下中野313番地105						
広	島		支	社	広島市南区東雲1丁目16番28号						
福	岡		支	社	福岡市博多区板付2丁目14番20号						
鹿	児	島	支	社	鹿児島県鹿児島市城南町8番3号						
沖	縄		支	社	沖縄県沖縄市美里1丁目26番50号						
			他20	5支社							

② 子会社

名	称	所	在	地				
株式会社	エレコン	堺市堺区石津北町48	番地					
Blue Wa	sh株式会社	堺市東区大美野77番						
株式会社SDホ	ールディングス	東京都渋谷区東3丁目16番3号						
ダイカンサー	ービス株式会社	東京都渋谷区東3丁目16番3号						
株式会社ディ	・アイ・ティー	東京都渋谷区東3丁	目16番3号					
株式会社シ	ジェイランド	堺市中区深井沢町32	31番地					
株式会社クリ	ーン・システム	名古屋市名東区牧の	里1丁目1115番地					
株式会社キ	ッズドリーム	兵庫県尼崎市浜田町	2丁目75番地					
株式会社新	世紀サービス	堺市堺区石津北町54番地						
株式会社サカ	1イパンダロジ	大阪府高槻市大塚町5丁目19番1号						

(7) **従業員の状況** (2025年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

従	業	員	数	前	〕 連	結	会	計	年	度	末	比	増	減	
			6,961名										24	6名増	1

(注) 従業員数につきましては、契約社員、出向者及び臨時雇用員は含めておりません。

② 当社の従業員の状況

従	業	員	数	前	事	業	年	度	末	比	増	減	
			6,032名								3	35名増	

(注) 従業員数につきましては、契約社員、出向者及び臨時雇用員は含めておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借	入	先	借	入	額
みずほ	信託銀行株式	会 社			700百万円
株式会	社 三 菱 U F J	銀行			696百万円
株式会	注 社 三 井 住 友	銀行			645百万円
株式	会社りそな	銀行			632百万円
株式	会 社 紀 陽	銀行			182百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 64,000,000株

② 発行済株式の総数42,324,000株

③ 株主数 31,008名

④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社アーイ	14, 502, 000株	35.6%
BBH FOR FIDELITY LO W-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECT OR SUBPORTFOLIO)	2, 467, 939株	6.0%
田 島 通 利	2,301,700株	5.6%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2, 101, 800株	5.1%
田 島 哲 康	2,022,300株	4.9%
MISAKI ENGAGEMENT MASTER FUND	1,546,100株	3.8%
サカイ引越センター従業員持株会	1,508,100株	3.7%
THE BANK OF NEW YO RK MELLON 140042	721, 118株	1.7%
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM0 2 5 0 5 0 0 2	640, 245株	1.5%
BBH FOR FIDELITY TR UST EMPLOYEE BENEFI T PLANS LOW PRICED S TOCK POOL	432, 348株	1.0%

- (注) 1. 当社は、自己株式1,664,272株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 - 2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新 株予約権の状況

		第3回新株予約権				
発行決議日		2024年6月15日				
新株予約権の数		750個				
新株予約権の目的となる	株式の種類と数	普通株式 75,000株 (新株予約権1個につき100株)				
新株予約権の払込金額		金銭を払い込むことを要しない				
新株予約権の行使に際し	て出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 258,300円 (1株当たり 2,583円)				
権利行使期間		2026年6月16日から 2029年6月15日まで				
行使の条件		(注) 1、2				
	監査等委員でない取締	新株予約権の数 750個				
	役(社外取締役を除	目的となる株式数 75,000株				
・ 水井須具の伊寿供河	<)	保有者数 5名				
当社役員の保有状況 	欧木竺禾昌云まて阪笠	新株予約権の数 -				
	監査等委員である取締 役	目的となる株式数 -				
	仅	保有者数 — —				

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員の地位に あることを要する。ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年退職そ の他正当な理由のある場合はこの限りでない。
 - 2. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に 定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第3回新株予約権						
発行決議日	2024年6月15日						
新株予約権の数	4,000個						
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 400,000株						
利休了が惟の自的となる休式の種類と数	(新株予約権1個につき100株)						
新株予約権の払込金額	金銭を払い込むことを要しない						
 	新株予約権1個当たり 258,300円						
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	(1株当たり 2,583円)						
権利行使期間	2026年6月16日から						
惟利打使期间 	2029年6月15日まで						
行使の条件	(注) 1、2						
	新株予約権の数 4,000個						
当社使用人への交付状況	目的となる株式数 400,000株						
	交付者数 72名						

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または従業員の地位に あることを要する。ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合、または定年退職そ の他正当な理由のある場合はこの限りでない。
 - 2. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に 定めるところによる。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況(2025年3月31日現在)

	地				位		氏				名	担当及び重要な兼職の状況
代	表	取	締	役	社	長	田	島		哲	康	
取	締	役		副	社	長	居	倉		義	文	
専	矜	Š	取	ń	帝	役	田	島		通	利	
専	矜	Š	取	ń	帝	役	山	野		幹	夫	
取			締			役	飯	塚		健	_	
取			締			役	井	﨑		康	孝	弁護士
取			締			役	田	中		計	久	
取 (7	常 勤	監	締査	等	委員	役 員)	太	田	富	美	子	
取 (監	査	締等	委	員	役)	長	野		智	子	弁護士
取 (監	査	締等	委	員	役)	高	橋		正	哉	公認会計士

- (注) 1. 取締役井﨑康孝氏及び田中計久氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査等委員である取締役長野智子氏及び高橋正哉氏は、社外取締役であります。
 - 3. 高橋正哉氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、太田富美子氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 - 5. 当社と各社外取締役及び常勤監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、 同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責 任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
 - 6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、 当該保険により被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟における損害 賠償金、訴訟費用を填補することとしております。 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査等委員である取締役であり、す べての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。
 - 7. 当社は、取締役井﨑康孝氏、田中計久氏、長野智子氏及び高橋正哉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役の報酬等の額

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年3月18日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として「指名・報酬諮問委員会」の設置を決議しております。

これは、取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任 を強化することを目的としており、当該委員会は2名の独立社外取締役及び代表取締 役で構成されます。

今後各取締役の報酬額については、この任意の指名・報酬委員会において審議の 上、その内容が取締役会に答申されることとなります。

なお、同日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容決定方針も決議されておりその内容は次のとおりです。

①基本方針

当社の取締役の報酬の額又はその算定方法の決定に関しては、取締役の主な職務である業務執行及びその監督機能の向上を図るためには優秀な人材を確保することが必要でありその機能を向上させることを主眼に報酬決定の基本方針とする。

②基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬として、役位、職責、在任年数に応じて、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する 方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標 (KPI) を反映した現金報酬とし、各事業年度の経常利益の目標値に対する達成度 合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。非金銭報酬 等はストック・オプションとして新株予約権を付与しており、その内容及びその付与状況は、「2.会社の現況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

④金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬 等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、業績連動報酬等にかかる業績指標の目標値とその結果その他諸事情を考慮しながら柔軟に変動させることが適切であると考えるため、具体的な割合は定めないものとする。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的 内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額 及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重し決定しなければならないこととする。なお、株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

	報酬等の総額	報酬等の	報酬等の種類別の総額(百万円)						
役員区分	(百万円)	基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	役員の員数 (名)				
取締役									
(監査等委員を除く)	136	101	25	8	7				
(うち社外取締役)	(13)	(10)	(3)	(-)	(2)				
取 締 役									
(監査等委員)	25	20	5	_	4				
(うち社外取締役)	(13)	(10)	(3)	(-)	(2)				
合計	161	121	31	8	11				

- (注) 1. 2017年6月17日開催の第40回定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く)の報酬額を年額600百万円以内(うち社外取締役分は年額20百万円以内)と決議いただいております。なお、取締役(監査等委員を除く)の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は11名(うち社外取締役は1名)です。
 - 2. 2016年6月18日開催の第39回定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬額を年額36百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名(うち社外取締役は2名)です。
 - 3. 業績連動報酬等は役員賞与であり経常利益の目標値に対する達成度合いを加味して支給しております。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定しております。
 - 4. 非金銭報酬等として、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して株式報酬型ストックオプションを付与しております。取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)への支給額には、株式報酬型ストックオプションとして割り当てられた新株予約権に係る当事業年度における費用計上8百万円が含まれております。当該ストックオプションの内容及びその交付状況は、「2. 会社の現況(2)新株予約権等の状況」に記載の通りです。

- 5. 期末現在の取締役(監査等委員を除く)は7名、取締役(監査等委員)は3名であります。 取締役(監査等委員)の支給人員には、第47回定時株主総会終結の時をもって退任した取締 役1名を含んでおります。
- 6. 取締役会は、代表取締役社長田島哲康氏に対し各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当 事業の業績を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全 体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当事業について評価を行うには代表取締役社長が適し ていると判断したためであります。なお、委任された内容の決定に当たっては、事前に取締 役会の任意の諮問機関として「指名・報酬諮問委員会」がその妥当性について確認しており ます。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役井﨑康孝氏につきましては、該当事項はありません。
 - ・取締役田中計久氏につきましては、クリアウォーターOSAKA株式会社の取締役であります。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査等委員である取締役長野智子氏につきましては、該当事項はありません。
 - ・監査等委員である取締役高橋正哉氏は、社外CFO合同会社の代表社員、新月有限 責任監査法人の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありま せん。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区		分	氏			名	主な活動状況
取	締	役	井	﨑	康	孝	当事業年度開催の取締役会18回中18回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。取締役会では精通している会社法務の見識を活かし監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取	締	役	田	中	計	久	当事業年度開催の取締役会18回中17回に出席し、主に経営の 経験の見地からの発言を行っております。取締役会では経営 者としての経験と見識を活かし監督、助言等を行うなど、意 思決定の妥当性・適正性を確保するための適正な役割を果た しております。また、任意の指名・報酬諮問委員会の委員と して、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員 報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取(監	締査等委	役 員)	長	野	智	子	当事業年度開催の取締役会18回中18回に出席し、また、監査等委員会14回中14回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。各企業の法律顧問として活躍している経験を活かし取締役会では取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会においては、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
取(監	締	役 員)	高	橋	正	哉	当事業年度開催の取締役会18回中18回に出席し、また、監査等委員会14回中14回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から取締役会において取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会においては、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。また、任意の指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と井崎康孝氏、田中計久氏、長野智子氏及び高橋正哉氏は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称及び当事業年度に係る報酬等の額

区	分	名	称	当事業年度に係る会計監査人 としての報酬等の額
会計監査人		EY新日本有限	录 長監査法人	57百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区別できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当社が会計監査人に対価を支払う非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である以下の業務を委託し、対価を支払っております。

- ・サステナビリティに関する開示支援
- ③ 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 16百万円

④ 会計監査人の報酬について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会はEY新日本有限責任監査法人の報酬について、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り算出根拠などが適切であると判断し、これに同意いたしました。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社とEY新日本有限責任監査法人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

⑥ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査等委員会は監査等委員会による議案の内容の決定に基づき、解任又は不再任に関する議案を株主総会に付議することを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を総括する組織として、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置する。コンプライアンス委員会は、管理本部及び業務改善委員会と連携を取り、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括しコンプライアンスの推進を図る。又、コンプライアンスマニュアルを制定し、研修等を通じて指導する。監査室はコンプライアンスの状況を監査し、法令及び定款への整合性を監査する。

又、当社は、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のため、ホットライン を設置し通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書取扱規程に基づき文書等の保管を行う。又、情報の管理については、「内部情報管理規程」及び「個人情報保護管理規程」等の社内規程に基づきセキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営幹部が委員長を務める業務改善委員会を設置する。業務改善委員会は当社事業の特性上重要度の高いリスクに対応すべく、「品質向上委員会」、「安全衛生委員会」、「技術向上委員会」他、5つの委員会で組織し、社長がこれを統括する。これらの委員会は、コンプライアンスの徹底と当社が有するリスクの洗い出しを行い、それに優先順位を設け、そのリスクの軽減等に取り組む。リスク管理の状況等は、定例の経営会議(ブロック長会議)で報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標達成及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を構築することにより、その結果を迅速にデータ化し、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施する。そして効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の精度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループ各社が業務の適正を確保するため、内部統制システムの理解を深める指導をすると共に、「関係会社管理規程」に則り、経営数値、重要事項に関し定期的に会議体による情報の共有を図る。

また、当社監査室が各種監査、指導を行い、コンプライアンスに関わる重要事項等については、当社グループの取締役、監査等委員会に報告することにより、企業集団における業務の適正性を確保する。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項
 - イ. 監査等委員会の職務を補助する使用人は現在置いていないが、監査等委員会から求められた場合には、合理的な範囲で配置することとする。
 - ロ.選任された使用人は監査等委員会の指揮命令下に置き、当該使用人の人事評価、異動等について、取締役(監査等委員である取締役を除く)は監査等委員と意見を交換しその同意を得るものとする。
- ⑦ 監査等委員会への報告体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを 確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。

又、常勤監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の他の過程及び業務の執行状況を把握するため、ブロック長会議等に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く)又は使用人にその説明を求めることとする。なお監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けると共に、監査室及び会計監査人と情報の交換を行うなど連携を図る。

⑧ 監査等委員会へ報告した者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社は、ホットラインに通報・相談した者並びに当社監査等委員会へ直接報告したことを理由に、その者に不利益な取扱いを行ってはならないものとする。

⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務 の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は創業以来、社是を経営理念とし社会から「愛される会社」を目指しており、社会の一員として社会秩序の維持や円滑な企業活動並びに当社の信頼向上を図る観点等からも、反社会的勢力との関係を一切排除する。

社内関係部門は常に部門間並びに外部専門機関との連携を密にすると共に関連情報の把握、収集に努め、問題発生の予防に努める。又、有事が懸念される場合は組織的対応をもって断固排除の姿勢で臨む。

当社は反社会的勢力に対する対応統括部門の設置はしていないが、情報の一元管理、社内研修、社内体制の充実等を考慮し、今後の検討課題とする。

以上の体制に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

- イ. 主な会議の開催状況として、取締役会は18回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席いたしました。その他、監査等委員会は14回開催いたしました。出席状況については2.会社の現況(3)会社役員の状況③社外役員に関する事項ロ.当事業年度における主な活動状況をご参照ください。
- ロ. 監査等委員会は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うと共に、 当社代表取締役社長及び他の取締役、監査室、会計監査人との間で意見交換を行い、相互 に連携を図りました。
- ハ. 監査室は、監査計画に基づき、当社の全部門の業務監査を実施いたしました。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に関する基本方針については特に定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開に必要な設備投資や経営環境の変化等に備え、企業体質を強化するための内部留保に留意すると共に、キャッシュ・フローに重点を置いた経営に努めております。また株主各位への適切な利益還元を図るため、安定した配当を継続的に行うことを基本方針としており、利益成長の実現を通じて一層、株主各位のご支援にお応えしたいと考えております。したがって、業績の順調な伸長が見込まれる状況が確認できた場合には特別配当を行うこととしております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うこととしております。

また、当社は株主還元や資本効率の向上及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、市場取引等により自己株式を取得することとしております。

当社では、株主の皆様のご支援にお応えすると共に、投資魅力を高め、当社株式をより多くの方に保有していただくことを目的として、株主優待制度を実施しております。 従来株主優待につきましてはお米と寄付の2種類でしたが、2024年3月期の株主優待より新たにQUOカード2,000円相当も選択できるようになり拡充が図られております。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては1株当たり82円とさせていただきたいと考えております。この結果、中間配当として1株当たり15円実施しておりますので、年間配当は1株当たり97円となります。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	30, 014	買 掛 金	7, 569
受取手形、売掛金及び契約資産	11,050	1年内返済予定の長期借入金	577
商品	1, 236	短 期 借 入 金	1,500
貯 蔵品	904	リ ー ス 債 務 未 払 費 用	340
そ の 他	1, 475	未 払 費 用 未 払 法 人 税 等	5, 892 2, 931
		前安金	3, 834
l '	△17	賞 与 引 当 金	918
流動資産合計	44, 663	そ の 他	3, 657
固 定 資 産		 流 動 負 債 合 計	27, 222
(1)有形固定資産		固 定 負 債	
建物及び構築物	11, 358	長期借入金	1, 412
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1, 118	リース債務	370
土 地	58, 877	繰 延 税 金 負 債	45
リース 資産	701	再評価に係る繰延税金負債	532
建設仮勘定	251	退職給付に係る負債	47
そ の 他	242	資産除去債務 その他	119
有形固定資産合計	72, 550	その他 固定負債合 計	1, 484 4, 012
(2)無形固定資産	72, 000	負 債 合 計	31, 234
	E1	(純資産の部)	01, 204
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	51	株 主 資 本	
そ の 他	689	···	4, 731
無形固定資産合計	740	資 本 剰 余 金	4, 949
(3)投資その他の資産		利 益 剰 余 金	90, 046
投 資 有 価 証 券	6, 215	自 己 株 式	△3, 814
長 期 貸 付 金	570	株 主 資 本 合 計	95, 913
繰 延 税 金 資 産	1, 409	その他の包括利益累計額	
そ の 他	1,096	その他有価証券評価差額金	458
。 貸 倒 引 当 金	<i>△</i> 11	土地再評価差額金	△424
投資その他の資産合計	9, 279	その他の包括利益累計額合計	33
固定資産合計	82, 571	新株予約権	53
		純 資 産 合 計 負 債 純 資 産 合 計	96, 000
資 産 合 計	127, 234	負 債 純 資 産 合 計	127, 234

連 結 損 益 計 算 書

(2024年4月1日から) (2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目		金	額
売 上 高			121, 023
売 上 原 価			74, 537
売 上 総 利	益		46, 486
販売費及び一般管理費			33, 561
営 業 利	益		12, 925
営 業 外 収 益			
受取利息及び配当	金	68	
受 取 保 険 受 取 手 数	金	30	
受 取 手 数	料	39	
不 動 産 賃 貸	料	40	
そのの	他	160	339
営 業 外 費 用			
支 払 利	息	27	
持分法による投資損	失	90	
そのの	他	3	120
経 常 利	益		13, 143
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却	益	40	40
特 別 損 失			
固 定 資 産 処 分	損	2	2
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利	益		13, 181
法人税、住民税及び事業	税	4, 257	
法 人 税 等 調 整	額	158	4, 415
当 期 純 利	益		8, 765
非支配株主に帰属する当期純利	益		
親会社株主に帰属する当期純利	益		8, 765

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

		株主資本									
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計						
当連結会計年度期首残高	4, 731	4, 949	83, 487	△3, 814	89, 354						
当連結会計年度変動額											
連結範囲の変動			△52		△52						
剰 余 金 の 配 当			△2, 154		△2, 154						
親会社株主に帰属する当期純利益			8, 765		8, 765						
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当連結会計年度変動額(純額)											
当連結会計年度変動額合計	_	_	6, 558	_	6, 558						
当連結会計年度末残高	4, 731	4, 949	90, 046	△3, 814	95, 913						

	その他	の包括利益	累 計 額		
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差 額 金	その他の包括利益 累 計 額 合 計	新株予約権	純資産合計
当連結会計年度期首残高	366	△409	△42	_	89, 312
当連結会計年度変動額					
連結範囲の変動					△52
剰余金の配当					△2, 154
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					8, 765
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当連結会計年度変動額(純額)	91	△15	75	53	129
当連結会計年度変動額合計	91	△15	75	53	6, 688
当連結会計年度末残高	458	△424	33	53	96, 000

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	21, 931	買 掛 金 1年内返済予定の長期借入金	7, 904 496
受取手形、売掛金及び契約資産	10, 342	短期借入金	3, 400
商品	198	未払金	2, 120
貯 蔵品	878	リ ー ス 債 務	267
前払費用	213	未 払 費 用	5, 386
そ の 他	1, 924	未 払 法 人 税 等 未 払 消 費 税 等	2, 636
貸倒引当金	△17	不 払 佰 賃 悦 等 前 受 金	983 3, 712
流動資産合計	35. 472	預り金	185
固 定 資 産	00, 172	賞 与 引 当 金	826
(1)有形固定資産		その他	4
建物	9, 834	流動負債合計	27, 925
構築物	583	固定 負債 長期 借入金	969
機械及び装置	22	長期未払金	1, 219
車 両 運 搬 具	927	リース 債務	187
	196	再評価に係る繰延税金負債	532
リース資産	447	資産除去債務 その他	56 90
土地	57, 214	国 定 負 債 合 計	3, 055
	251	鱼 <i>定</i> 员 员 日 引	30, 981
	69, 477	(純資産の部)	,
(2)無形固定資産	00, 411	株 主 資 本	4 704
借 地 権	20	資 本 金 資 本 剰 余 金	4, 731
ソフトウェア	551	資 本 剰 余 金	3, 438
そ の 他	38	その他資本剰余金	1, 519
無 形 固 定 資 産 合 計	610	資 本 剰 余 金 合 計	4, 957
(3)投資その他の資産	010	利益剰余金	
投資 有 価 証 券	4, 152	利 益 準 備 金 その他利益剰余金	340
関係会社株式	8, 002	その他利益剰余金 別途積立金	73, 100
関係会社出資金	70	繰越利益剰余金	10, 714
従業員長期貸付金	21	利 益 剰 余 金 合 計	84, 154
関係会社長期貸付金	1, 231	自己株式	△3,814
操延税金資産	1, 213	株 主 資 本 合 計 評 価 ・ 換 算 差 額 等	90, 029
そ の 他	771	評 価 ・ 換 算 差 額 等 その他有価証券評価差額金	375
貸 倒 引 当 金	△8	土 地 再 評 価 差 額 金	△424
投資その他の資産合計	15, 455	評 価・ 換 算 差 額 等 合 計	△49
固定資産合計	85, 542	新株予約権	53
1		純 資 産 合 計	90, 034
資産合計	121,015	負 債 純 資 産 合 計	121, 015

損益計算書

(2024年4月1日から) (2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

	彩	ļ.					目		金		額
売			上			ī	高				104, 006
売		上		原		1	西				63, 910
	売		上	糸	<u>次</u> 心		利	益			40, 096
販	売 費	及	Ω —	般	管	理	費				28, 700
	営		業			利		益			11, 395
営	業	ŧ	外		収	3	益				
	受		利 息	及	C_{i}	受 月	取 配	当 金		84	
	受		取		保		険	金		24	
	受		取		手		数	料		38	
	不		動	産		賃	貸	料		41	
	そ				\mathcal{O}			他		161	349
営	業		外		費		用				
	支		拉	4		利		息		24	
	そ				\mathcal{O}			他		1	26
	経		常			利		益			11, 719
特		別		利			益				
	固		定		産	売		益		42	42
特		別		損			失				
	固		定資		産	処				1	1
税	引	前			期	純	利				11, 759
法	人税	` `	住 民					業税		3, 682	
法	人		税	等		調	整	額		199	3, 882
当		期		純			il]	益			7, 877

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から) 2025年3月31日まで)

(単位:百万円)

							(I I	
			株	主	資	本		
		資 2	本 剰 ء	金	利	益	剰 余	金
	資本金	資 本	その他	資 本剰余金	到 光	その他利	益剰余金	利 益
		資 本準備金	資 本剰余金	剰 余 金 合 計	利 益準備金	別 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	剰 余 金合 計
当 期 首 残 高	4, 731	3, 438	1, 519	4, 957	340	68, 100	9, 992	78, 432
当 期 変 動 額								
別途積立金の積立						5,000	△5,000	_
剰余金の配当							△2, 154	△2, 154
当 期 純 利 益							7, 877	7, 877
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	_	_	_	_	_	5,000	722	5, 722
当 期 末 残 高	4, 731	3, 438	1, 519	4, 957	340	73, 100	10, 714	84, 154
_	# +	次士	評	価 • ‡	奥 算 差	額等		
	株主	頁 平	詳	価・打	奥 算 差	額等	新 棋	純資産

				株主		資 本	評 価・	換 算 差	額 等	新株	純資産
					自己株式	株 主 資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	予約権	合計
当	期	首	残	高	△3, 814	84, 307	314	△409	△94	_	84, 212
当	期	変	動	額							
別	途 積	立金	えの積	立		_					_
剰	余	金(の配	当		△2, 154					△2, 154
当	期	純	利	益		7, 877					7, 877
	主資本期変	x 以 外 動 額		目の 額)			60	△15	45	53	99
当	期変	動	額合	計	_	5, 722	60	△15	45	53	5, 821
当	期	末	残	高	△3,814	90, 029	375	△424	△49	53	90, 034

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月27日

株式会社サカイ引越センター 取締役会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 和 田 林 一 毅

公認会計士 谷 間 薫

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サカイ引越センターの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サカイ引越センター及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を 作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備 及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

- 34 **-**

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関 連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ 適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書 類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責 任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月27日

株式会社サカイ引越センター 取締役会 御中

> EY新日本有限責任監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員業務執行社員員指定有限責任社員員業務執行社員

公認会計士 和 田 林 一 毅

公認会計士 谷 間 薫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サカイ引越センターの2024年4月1日から2025年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を 作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備 及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。 当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが 適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づい て継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、 並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類 (連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと 認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人EV新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月29日

株式会社サカイ引越センター 監査等委員会

監査等委員長 長 野 智 子 印 常勤監査等委員 太 田 富 美 子 印 監 査 等 委 員 高 橋 正 哉 印

(注) 監査等委員長 長野智子及び監査等委員 高橋正哉は、会社法第2条第15号及び第331条第6項 に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当事業年度の剰余金処分につきましては、所期の成果をあげることができましたので、安定配当の維持を基本としつつ、今後の事業展開等を勘案して以下のとおり当事業年度の期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

- 1. 期末配当に関する事項
 - ① 配当財産の種類 金銭といたします。
 - ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金82円 配当総額 3,334,097,696円
 - ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 2025年6月23日
- 2. その他の剰余金の処分に関する事項
 - ① 増加する剰余金の項目とその額別途積立金 3,000,000,000円
 - ② 減少する剰余金の項目とその額 繰越利益剰余金 3,000,000,000円

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件

現任の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。) 7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号		略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式 数
1	たじま てつやす 田 島 哲 康 (1966年10月24日生)	1991年4月 当社入社 1993年6月 当社取締役 2000年10月 当社常務取締役 2008年6月 当社取締役副社長 2011年6月 当社代表取締役社長(現任)	2, 022, 300株
	献をしてまいりました。	程由】 対統役に就任して以来、当社を業界トップ企業へと発展させ 代表取締役就任後は、当社グループ経営にも手腕を発揮し に貢献するものと判断し、取締役候補者といたしました。	
2	たじま みちとし 田 島 通 利 (1972年2月5日生)	1992年 2 月 当社入社 2001年 6 月 当社取締役 2003年 6 月 当社中部東海本部長 2007年 7 月 当社常務取締役 2023年 6 月 当社専務取締役(現任)	2, 301, 700株
	拡大に携わり、常務取締	双統役に就任して以来、中日本地区責任者として同地区の拠 第役就任後は、作業品質の向上、新サービスの展開など、当 た。その豊富な経験と実績は、今後も当社の企業価値向上	社の発展に大き

候補者番 号		略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数					
3	やまの みきお 山 野 幹 夫 (1970年6月2日生)	1995年 4 月 当社入社 2003年 5 月 当社総務部長 2003年 6 月 当社取締役 2011年 6 月 当社常務取締役 2023年 6 月 当社専務取締役(現任)	72, 000株					
	【取締役候補者とした理由】 候補者山野幹夫氏は、取締役に就任して以来、総務部門、経営企画部門責任者として、情報システムの構築やインターネット受注の拡大など、当社の発展に大きな貢献をしてまいりました。その豊富な経験と実績は、今後も当社の企業価値向上に貢献するものと判断し、取締役候補者といたしました。							
4	いいづか けんいち 飯 塚 健 一 (1967年1月20日生)	1995年 6 月 当社入社 2005年 6 月 当社東日本副本部長 2005年 6 月 当社取締役(現任)	47, 000株					
	【取締役候補者とした理由】 候補者飯塚健一氏は、取締役に就任して以来、東日本地区責任者として、同地区における拠点展開 やシェア拡大など、当社の発展に大きな貢献をしてまいりました。その豊富な経験と実績は、今後 も当社の企業価値向上に貢献するものと判断し、取締役候補者といたしました。							

候補者番 号		略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 数				
5	いざき やすたか 井 﨑 康 孝 (1970年8月17日生)	2001年4月 大阪弁護士会に登録 小松法律特許事務所入所 2011年6月 同事務所退職 2011年7月 井﨑法律事務所開設 (現在) 2015年6月 当社社外取締役 (現任) 2022年4月 大阪弁護士会副会長	一株				
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 候補者井﨑康孝氏は、社外取締役候補者であり、同氏をその候補者とした理由は、弁護士として会 社法務に精通しており、豊富な経験と高い見識を当社の経営への助言に活かしていただくためであ ります。なお、同氏は過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当 社の社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。						
6	たなか かずひさ 田 中 計 久 (1955年8月8日生)	2016年4月阪神電気鉄道株式会社顧問2016年4月株式会社阪神コンテンツリンク代表取締役・会長2020年3月株式会社東京スター銀行社外取締役2020年6月クリアウォーターOSAKA株式会社取締役(現在)2020年6月当社社外取締役(現任)	一株				
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 候補者田中計久氏は、社外取締役候補者であり、同氏をその候補者とした理由は、阪神電気鉄道株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験と見識を当社の経営への助言に活かしていただくためであります。上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏が選任された場合は、任意の指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。						

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 井崎康孝氏、田中計久氏は社外取締役候補者であります。
 - 3. 井﨑康孝氏は現在、当社の社外取締役であり、その在任年数は本定時株主総会終結の時をもって10年となります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 4. 田中計久氏は現在、当社の社外取締役であり、その在任年数は本定時株主総会終結の時をもって5年となります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 5. 当社は、井崎康孝氏及び田中計久氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 - 6. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟における損害賠償金、訴訟費用を填補することとしております。全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役のスキルマトリックス

第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役のスキルマトリックスは以下のとおりと なります。

	氏名			経営全般	ガバナンス	引越業界	財務会計	人事労務	リスク管理	マーケティング	サステナビリティ ESG	D X
田	島	哲	康	•	•	•				•	•	
田	島	通	利	•		•		•		•		
Щ	野	幹	夫			•		•	•		•	•
飯	塚	健	_			•		•				
井	﨑	康	孝					•	•			
田	中	計	久	•			•					

以上

株主総会会場のご案内図

会 場 堺市堺区戎島町4丁45番地の1 ホテル アゴーラ リージェンシー大阪堺ロイヤルホール (4階) TEL. 072-224-1121

交 通 南海本線「堺駅」 西口直結 徒歩約2分

